

阪南市空家等対策協議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、阪南市空家等対策協議会条例（平成28年阪南市条例第29号）第8条の規定に基づき、阪南市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(会長等)

第2条 協議会に会長及び副会長を各一人置く。

2 会長には市長をもって充て、副会長は委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員（会長含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の公開)

第5条 協議会は原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とする。

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条の規定に基づく管理不全空家等並びに法第22条の規定に基づく特定空家等への措置を議題とする場合

(2) 阪南市情報公開条例（平成12年阪南市条例第26号）第6条各号に定める情報に該当する事項を議題とする場合

(3) 議長が、当協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認める場合

(開催の周知)

第6条 協議会の開催は、原則として当該会議開催日の7日前までに、会議開催事項を記載した書面を市役所内市民情報コーナーに備え置き、阪南市ウェブサイトに掲載することにより周知するものとする。

(傍聴の手続)

第7条 協議会の傍聴を希望する者は、協議会開催の30分前から15分前までの間に、傍聴受付簿(様式第1号)に住所及び氏名を記入し、傍聴券(様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、先着順に交付し、5人までとする。

3 傍聴券の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り傍聴することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、協議会の会議場に入場する際に当該傍聴券を係員に提示しなければならない。

5 傍聴券は、退場の際に返還しなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)みだりに席を離れないこと。

(2)会議場において発言しないこと。

(3)写真撮影、録画、録音又はこれに類する行為をしないこと。

(4)会議の妨害となる行為その他会議場の秩序を乱すような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、協議会が傍聴を認めないと定めた議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

2 傍聴人は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。

(会議録の作成)

第10条 会議録は、会議毎に次に掲げる事項について作成しなければならない。

(1)開催日時及び場所並びに出席者の氏名

(2)協議の経過概要

(3)その他会長が必要と認める事項

2 会議録には、会長及び会長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

(会議録の公表)

第11条 会議録の公表の方法は、都市整備課及び市役所内市民情報コーナーに1年間備え置くとともに、阪南市ウェブサイトに掲載するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月2日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月8日より施行する。



様式第1号（第7条関係）

傍 聴 受 付 簿

〇〇〇〇年度 第〇回 阪南市空家等対策協議会
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分から

	市民・報道機関・ その他団体所属名称等	住 所	氏 名
1			
2			
3			
4			
5			

様式第2号（第7条関係）

傍聴券	傍聴券	傍聴券
阪南市空家等対策協議会	阪南市空家等対策協議会	阪南市空家等対策協議会
		
傍聴券	傍聴券	
阪南市空家等対策協議会	阪南市空家等対策協議会	
	